

議第86号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市新道児童館の項中「京都市東山区大和大路通四条下る小松町 建仁寺境内」を「京都市東山区大和大路通四条下る 4丁目小松町130番地」に改め、同表京都市上里児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市伏見板橋児童館

京都市伏見区御駕籠町91番地

別表第2 京都市伏見板橋学童保育所の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館及び学童保育所に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市伏見板橋児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市伏見板橋児童館を設置する等の必要があるので提案する。